

平成22年1月19日

模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）構想

（第7回関係国会合の開催）

模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）の第7回関係国会合（課長級）が1月26日～29日にメキシコで開催されます。本会合では、デジタル環境における知的財産権の執行等について議論する予定です。

1. 1月26日（火）から1月29日（金）まで、ACTA交渉の第7回関係国会合が、メキシコの主催によりグアダハラにおいて開催されます。
2. 本会合には、我が国をはじめ、米国、EU、スイス、カナダ、韓国、メキシコ、シンガポール、豪州、ニュージーランド及びモロッコが参加する予定です。
3. 第7回となる本会合ではデジタル環境における知的財産権の執行、民事の執行、国境措置、交渉情報の公開について議論する予定です。
4. 我が国としては、ACTAの2010年中の早期実現を目指し、今後も関係国との議論を積極的にリードしていく所存です。

（参考）

1. 我が国は、2005年のG8グレンイーグルズ・サミットにおいて、模倣品・海賊版防止のための法的枠組策定の必要性を提唱して以来、知的財産権の保護に関心の高い国々とともに、ACTA構想の実現に向けて積極的に議論を行ってきました。
2. その後、2007年10月に日米欧等から、ACTAにおいて実現していくべき内容についての集中的な協議を開始する旨の報道発表を行い、関係国との非公式な協議を継続的に行ってきました。
3. 2008年6月より関係国会合が開催され、条文案をベースとした交渉が開始されています（前回会合は昨年11月に韓国ソウルで開催）。

（本発表資料のお問い合わせ先）

通商政策局国際知財制度調整官 山本

担当者：猪飼、高田

電話：03-3501-1511（内線 3501）

03-3501-5923（直通）